

国際会議準備金融資の手引き

この手引は、(調査・規程 5-1)「国際会議規程細目」第9条4項で定められている国際会議準備金よりの融資について定める。

1. この規程により融資を受けることができるのは、本学会が単独主催および共催する国際会議とし、同会議組織委員会委員長名で申請する。
2. 融資の限度額は、1件につき100万円とし、返済期限は融資後3年、もしくは会議終了後2か月のうちいずれか早い方とする。
3. 融資の利息は無利子とする。
4. 申請手続きは、申請書(様式1)に所定事項を記入のうえ会長あてに提出し、国際活動委員会の承認を受ける。
5. 融資手続きは、国際活動委員会の承認を受けた後様式2に定める借用証書を事業サービス課に提出し融資を受ける。

(付則)

1. 平成5年1月13日、企画会議において承認。
2. 平成9年10月1日、理事会において一部改正。
3. 平成11年4月19日、理事会において承認。
4. 平成12年12月13日、理事会において一部改正。
5. 平成16年3月3日、理事会において一部改正。
6. 平成20年7月30日、理事会において一部改正。(事務局担当課の表記変更)

国際会議準備金融資申請書

年 月 日

一般社団法人 電気学会
会 長

殿

国際会議名

組織委員会 委員長 _____ 印

開催期日 :
開催場所 :
融資希望額 :
融資希望期間 :
融資を必要とする理由 :

予算とその調達方法 :

借 用 証 書

年 月 日

一般社団法人 電気学会
会 長 殿

国際会議名

組織委員会 委員長 _____ 印

国際会議の準備金として

金 万円也

を借用いたします。

返済期限： 年 月 日